

INDEX

かいてき
便り

最近の動向

「介護保険サービス事業者等の指定取消処分について」
「第42回介護給付費分科会の開催について」
重度化対応加算等の経過措置の延長
介護療養型医療施設等から転換する場合の施設基準の見直し

お知らせ

「事業者指定更新手続きが始まります！」
「認知症介護研修」ご案内の категория が移行しています

平成19年5月1日発行

第34号

介護保険サービス事業者等の指定取消処分について

最近の動向

東京都福祉保健局は、3月30日付けで「有限会社航青」（板橋区所在）が運営する訪問介護・介護予防訪問介護、訪問看護・介護予防訪問看護、福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売及び居宅介護支援の指定事業所「航青訪問介護ステーション、航青訪問看護ステーション、航青福祉用具貸与・販売、航青居宅介護支援事業所」（板橋区所在）の指定取消処分を行いました。

不正請求額は訪問看護費において約1,300万円。主な処分理由は以下のとおりです。

【介護保険法の指定取消理由】

(1) 訪問看護

人員基準違反（看護師等の員数を満たさない、長期にわたる常勤管理者の不在）
虚偽の報告（看護師等の員数の充足・常勤管理者の配置・訪問看護記録の整備について虚偽の改善報告）
居宅介護サービス費の不正請求（准看護師が行ったサービスを看護師が実施したとして請求・受領、実際に行っていないサービスの請求・受領）

(2) 介護予防訪問看護

(1) に同じ人員基準違反
(1) に同じ虚偽の報告

(3) その他のサービス

訪問介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売は(1)の事実により、居宅介護支援は(1)(2)の事実により、介護予防訪問介護及び特定介護予防福祉用具販売は(2)の事実により、「居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした」と認められる。

(3)については、訪問看護の取消理由となった事実に関与した法人代表者が管理者、介護支援専門員を務め、訪問看護事業所と同一所在地で各サービスを一体として運営していたことが認められたため、各根拠法令を適用し取消した。なお、3月、板橋区が実施した監査においても、訪問看護以外の全てのサービスにおいて、人員基準違反などの不適正な事実が確認されている。

詳細については、東京都福祉保健局 HP (<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/>) に掲載されています。

【問い合わせ先】指導監査部指導第三課介護機関指導係 TEL03(5320)4278

介護保険事業者（コムスン、ニチイ学館、ジャパンケアサービス）に対する指導等の結果については、別紙「介護保険サービス事業者の検査結果及び指導について」をご参照ください。

重度化対応加算等の経過措置の延長

最近の動向

さる3月29日、社会保障審議会第42回介護給付費分科会が開催されました。介護老人福祉施設等における重度化対応加算及び短期入所生活介護等における夜間看護体制加算の算定にあたり、常勤の看護師に代えて常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を、平成20年3月31日まで延長することが諮問・了承されました。

重度化対応加算の対象サービス

介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

夜間看護体制加算の対象サービス

短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護

介護療養型医療施設等から転換する場合の施設基準の見直し

最近の動向

療養病床の転換を円滑に進めるため、介護療養型医療施設及び医療療養病床から介護老人保健施設等へ移行する場合、各施設の施設基準を19年5月から一部緩和することが諮問・了承されました。緩和する事項は下記のとおりです。

- 1 介護老人保健施設に転換する場合
 - (1)療養病床を有する病院からの転換
食堂・機能訓練室の面積基準(療養室の面積基準(平成23年度末までの経過措置)及び廊下幅の基準に係る緩和は平成18年7月施行済)
 - (2)療養病床を有する診療所からの転換
療養室の面積基準(平成23年度末までの経過措置)
廊下幅の基準
食堂・機能訓練室の面積基準
 - (3)一般病床を有する病院・診療所から転換する場合も(1)・(2)と同様
 - (4)転換した介護老人保健施設が病院・診療所と併設している場合、当該病院・診療所との診療室の共用を認める
- 2 介護老人福祉施設に転換する場合
 - (1)療養病床を有する病院・診療所からの転換
廊下幅の基準
食堂・機能訓練室の面積基準
 - (2)一般病床を有する病院・診療所から転換する場合も(1)と同様
- 3 介護老人福祉施設・介護老人保健施設の基準の見直しにより、(介護予防)短期入所生活介護(特別養護老人ホームであって、入所者によって利用されていない居室を利用して短期入所生活介護の事業を行うものに限る。)・(介護予防)短期入所療養介護についてもそれぞれと同様の適用

事業者指定更新手続きが始まります！

お知らせ

平成18年4月の制度改正により、事業者指定に有効期間が設けられました。平成12年4月1日、平成13年4月1日、平成14年4月1日指定の事業所(施設)については、平成20年3月31日が指定有効期間の満了となり、これらの事業所(施設)については、平成19年5月中旬以降、順次、指定更新申請書等のご案内をする予定です。

なお、休止中の事業所は指定更新ができません。詳しくは、「東京都介護サービス情報・書式ライブラリー」→05事業者指定更新をご覧ください。

HPアドレス：<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kaigo/lib/index.html>

【問い合わせ先】

居宅サービス、介護療養型医療施設

介護保険課介護事業者係 03-5321-1111(代)33-641～647、33-561～563

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護については、別途施設支援課よりご案内します。

【認知症介護研修】ご案内のカテゴリーが移行しています

お知らせ

認知症介護の実践者研修、実践リーダー研修や管理者研修などの認知症介護研修募集のご案内については、「高齢社会対策部在宅支援課」HPにて掲載していますので、ご注意ください。

「高齢社会対策部在宅支援課」HP アドレス

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/zaishien/index.html>

【問い合わせ先】在宅支援課認知症支援係 TEL03(5320)4276